

三木総合防災公園

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
55	資料集 P3 基準額の積算	<p>施設命名権導入に伴う対応業務（管理水準書 23 ページ）に列挙の①国際大会等の誘致 ATP チャレンジャーツアーを誘致・開催、②世界レベルのジュニア選手の育成など非常に難易度の高い業務が掲げられている。履行にあたり、相当な出費が想起される場所、基準額 155,823 千円にその費用は見積もられていますか。その金額はいくらでしょうか。</p> <p>本件の公募におけるネーミングライツ制度の仕組みについて、全体像とともに、主体別の役割、ネーミングライツ料等の資金フローと取り分、その他条件などを、改めてお示してください。</p>	<p>施設命名権導入に伴う対応業務に対する費用は、基準額 155,823 千円に含まれておらず、別途契約に基づき指定管理者に支払います。</p> <p>今年度は 500 万円となっています。令和 6 年度以降の金額が確定次第お知らせします。</p> <p>県では施設の安定的な運営・管理のための財源確保を図るため、ネーミングライツ制度を導入しています。</p> <p>当施設のネーミングライツ料の一部を用いて、施設価値向上に資する事業を実施しています。指定管理者は、県と別途契約により施設命名権導入に伴う対応業務をこの費用を用いて実施していただきます。</p>

施設命名権導入に伴う対応業務に対する令和 6 年度以降の金額が確定しましたのでお知らせします。

令和 6～8 年度は 500 万円/年です。